

## 東松山市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東松山市ホームページ広告掲載要綱（平成19年12月6日決裁）第3条に基づき、ホームページに広告を掲載するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告又は広告ホームページは、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 政治性又は宗教性のあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張
- (8) 個人又は法人の名刺広告
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 国、地方公共団体が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不相当であると認められるもの

(禁止する表現)

第3条 広告において、次に掲げる表現は禁止する。

- (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」など、操作手順を模した表現
- (2) アニメーションによる表現
- (3) アラートマークを模した表現
- (4) テキストボックスを模した表現
- (5) プルダウンメニューを模した表現
- (6) 市の実施する事業名に類似した表現
- (7) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現、又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(その他の基準)

第4条 利用者へ適切な閲覧環境を提供するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分に確保するとともに、文字背景に画像や写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと
- (2) 文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと

附 則

この基準は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行する。